

副校長がつかさどる校務の範囲に関する基準

制定	平成20年4月1日	教育長決定要綱第6号
改正	平成20年7月1日	教育長決定要綱第16号
改正	平成28年3月31日	教育次長決定要綱第44号

第1 この基準は、品川区立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）第7条第4項の規定に基づき、品川区立学校に設置する副校長がつかさどる校務の範囲を定めることを目的とする。

第2 規則第7条第4項に規定する「副校長がつかさどる校務の範囲」は、品川区立学校事案決定手続規定第3条別表のうち原則として以下のとおりとする。

- (1) 職員の週休日の指定、週休日の勤務および変更、休日勤務および代休日の指定、休暇ならびに育児休業、育児短時間勤務および部分休業に関する事。
- (2) 職員の出張（海外への出張を除く。）の命令に関する事。
- (3) 職員の欠勤、早退その他の届に関する事。
- (4) 職員の研修（海外派遣研修を除く。）命令に関する事。
- (5) 非常勤講師の勤務時間、年次有給休暇および出張等に関する事。

第3 副校長は、前項の規定により委任された事務に係る事案の決定にあたり、当該事案に重要かつ異例の事態が生じたときは、校長に当該事案の決定を求めることができる。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。